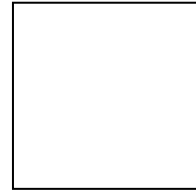


2006 年度秋学期憲法演習課題メモ

第 2 回 人権総論 (1)

学籍番号 _____ 氏名 _____



実質的意味の憲法 / 形式的意味の憲法

国民主権

国際紛争を解決する手段としての戦争

戦力 / 自衛力

人権の分類

法の支配 / 法治主義

文言説 / 性質説

外国人の出入国の自由

法人の人権享有主体性

第2回 予習のポイント

1. 日本国憲法第3章の表題は「国民の権利及び義務」とされているが、外国人に対しても日本国憲法の人権規定は適用されるか。主要な学説をまとめたうえで、**マクリーン事件**の最高裁判決を読み、判例はどの立場に立つかを考えよ。
2. 永住権を持ち日本に定住する外国人に対して、参政権は、憲法上、保障されるべきか。国政選挙における選挙権・被選挙権と、地方選挙における選挙権・被選挙権とに分けて、論ぜよ。
3. **定住外国人地方参政権事件（最判平成7年2月28日民集49巻2号639頁）**の最高裁判決の判旨をまとめよ。そして、地方自治法10条を見よ。そのうえで、日本国憲法93条2項にいう「地方公共団体の住民」とは、どのような者を指すか、考えよ。

- 4 . 1996 年 5 月に、川崎市が職員の採用にあたり日本国籍を有する者のみに限るという制限を原則として撤廃して以降、大阪府や神奈川県など 10 府県と 13 政令市を含む約 270 市が、このいわゆる「川崎方式」を採っている。また、東京都や北海道など 36 都道府県では、医師や保健婦など専門職を中心に採用時の国籍による制限を撤廃している。さらに、高知県や高知市では、採用・昇任ともに国籍による制限をすべて撤廃している。つまり、現実には、外国人は地方公務員に採用されている。ところで、**東京都管理職選考受験訴訟**の最高裁判決を読んだうえで、外国人に対して、地方公務員に就任する権利は、憲法上保障されるといえるか、考えよ。

- 5 . 外国人が国家公務員に就任することができない法令上の根拠を調べたうえで、もしそれがあるとすれば、挙げよ。

- 6 . **八幡製鉄事件(最大判昭和 45 年 6 月 24 日民集 24 巻 6 号 625 頁)**の最高裁判決を読み、法人の人権享有主体性に関する判例の立場をまとめよ。